

外、ご婦人は美容院、着付、タクシーなどと経費はかかります。親戚同僚に気軽に出席してもらい、皆さんから大きな祝福を受けることが最高の披露宴かと思うのです。

平成元年の運動方針として次の二点をあげました。何とぞ、ご協力願いたい次第です。

一、披露宴の会費はあくまでも一万円とし、その他の経費は両家で負担すること。

二、葬儀の花輪は知名人が率先して自粛すること

以上の二点を冠婚葬祭合理化の合言葉として運動を進めることが致しました。

○なお町会連合会では花輪ボスター台を十台用意してあります。

市町の皆さん、町会を通して町連に申し出て下さい。

交通安全部

最近の交通事故は、異常なペースで進んでいる。特に、死亡事故が多発していることは憂慮に堪えません。事故の内容をみると若者のモラルの低さによる事故が依然として多くなっています。交通安全運動は命を守る運動です。一人ひとりが気をつけるより名案がありません。当連合会交通安全部会では、交通共済加入促進・行事参加・自発的な行事企画等六項目の重点項目を決め活動しておりますが、今までの運動の成果が抑止に多少でも役立っているものと自負しています。しかし、反省点も多々あることも事実です。

色々事情があると思いますが、もう少し頑張って頂ければと祈つてゐるところであります。

それから安全施設調査のことですが沢山の要望、意見を提出してもらい感謝しております。一件でも早く施設の改善が出来ればと各関係機関にも交渉しております。ただし、緊急性のないもの、地権者の承諾を得てないもの、また、直接的に交通事故と結びつかないもの等に加え、予算の限度もあり当安全部会で処置に困っていることが割合多くあります。

どうか、地元が負担すること、連合会が交渉する分野を理解して頂き、共同作業で問題解決を図つていただきたいと考えております。

交通安全は、短年度で終るものではありませんし、生涯通して運動が続くと思いますので、どうか今後も皆さんと一緒に交通事故のない明るく住みよい町づくりに邁進して参りたいと思っています。次第であります。

建設部

○平成二年度以降における街路灯の「維持管理費補助金」について

このことにつきましては、平成元年六月二十六日付で各町会長宛にご通知申し上げましたとおり、新しい算定方式で交付されることになります。

新方式では世帯数と灯数を算定の基礎とする関係から街灯の数が極端に少ない町会では本年度の補助額を下回ることになりますが、全体的に見れば有利な要素が多いことから、この方式によることにしたものであります。

いろいろご意見、ご不満等お持ちの方もあると存じますが何とぞ本制度の主旨をご賢察のうえ、ご理解ご協力下さいますよう切にお願い申し上げます。

環境衛生部

環境衛生部会では町会長さん、町内会の皆様のご協力をいたしました。

まちを明るくする運動の一環として、街灯を新しく設置した町会に対し、その費用の三分の二以内を補助するという本制度は、昭和六十二年四月一日より三ヶ年計画で施行されましたが年々利用する町会が増え最終年度の今年も予算の全額が消費される見通しとなっております。

各町会からは来年度以降も本制度を継続実施してほしいとの要望が相次いでおり、市に要望した結果「当年度以降も継続する方向で検討している」とのことでした。

現在までのところこの制度の利用状況は次のとおりです。

年 度	予 算	実 績	設置された数		計 画 比 (利 用 率)
			灯 具 の み	灯 具 ・ 灯 柱	
昭和六十二年度	六九〇万円	四六五万円	二六五 灯	四三 基	六七、四%
平成元年度	六三〇 "	六三〇 "	三九一 " "	三八 " " 基	九九、二 % 計 画 比 (利 用 率)
" 六十三年度	六三〇 "	六二五 "	四四一 " "	四六 " "	一〇〇 " "
平成元年度	六三〇 "	六三〇 "	四四一 " "	四六 " "	一〇〇 " "

平成2年度以降の算定方式			
1. 世帯割	1世帯当たり	100円	
2. 街灯割	1灯当たりの単価		
(1) 1灯から30灯まで	1灯につき	1,100円	
(2) 31灯から60灯まで	1灯につき	500円	
(3) 61灯以上	1灯につき	250円	
$1 + 2 = 1 + (1) + (2) + (3)$			=維持管理費補助金

算 例	350世帯、100灯の町会の場合		
	1. 世帯割	100円 × 30灯	350世帯 = 35,000円
2. 街灯割	(1) 1,100円 × 30灯	= 33,000円	
(2) 500円 × 30灯	= 15,000円		
(3) 250円 × 40灯	= 10,000円		
			= 93,000円
			(現行より 6,000円増)